

・水源、水質

EPAL からの配管・共同水栓がある数地域を除くと、大半の再定住化地域では給水車が運んでくる水を消費している。EPAL の浄水を運んでくる場合もあるが、多くは滅菌処理されていない河川水・農業用水であり、水系疾病に罹患することが多く、住民の 8 割以上は水質に対し不満をもっている。又、EPAL の浄水の場合、満足度は上がるが、住民の中には下痢・腹痛・コレラ等の水系疾病を訴えており、地下タンクでの貯水状況に問題があると考えられる。

・水購入価格

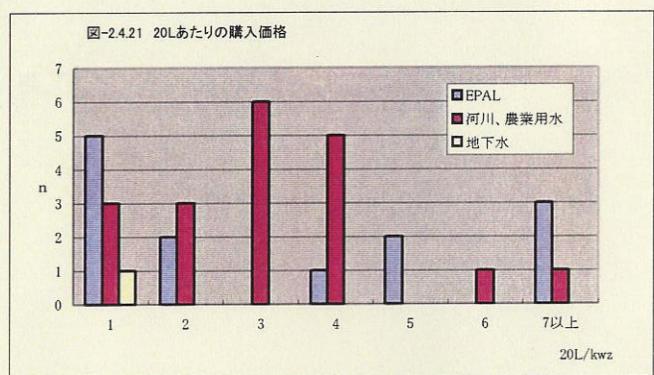
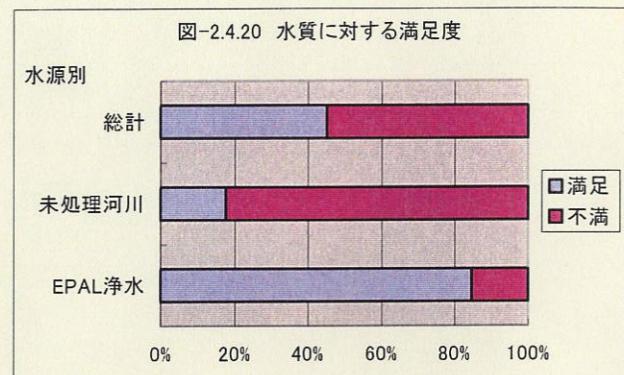
前述のように、地下タンク所有者からの水購入価格は 20 リットルあたり 2~7kz. 程もして、安定した収入源を持たない再定住化地域の住民にとって、生活用水の購入は大きな負担となっている。

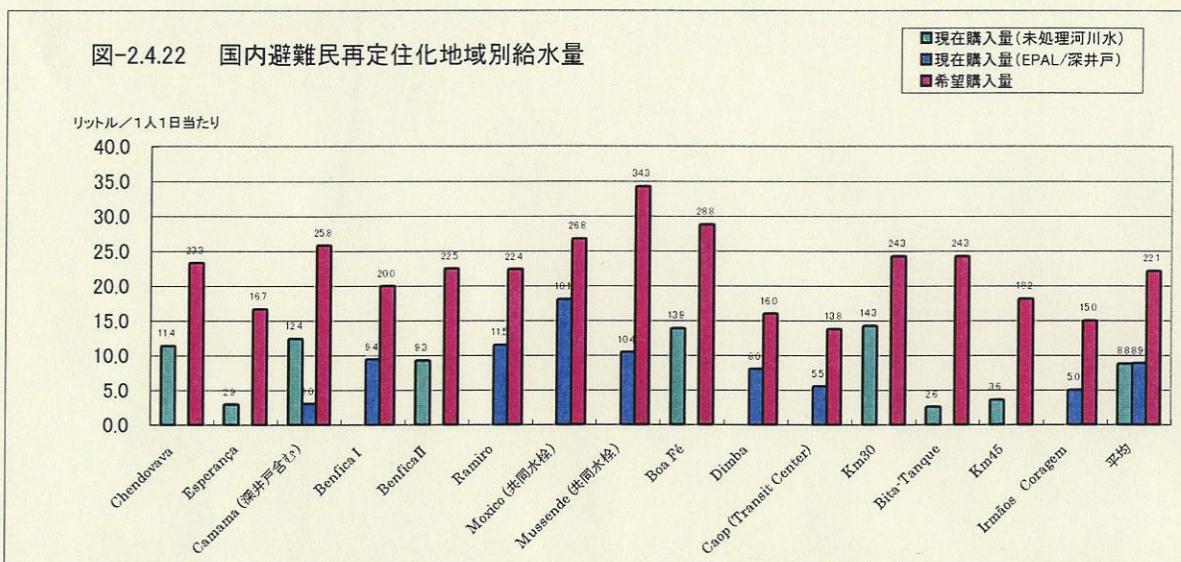
・水汲みに要する時間

EPAL 給水を受けていない再定住化地域内には、給水タンクが少ないか或いは全く無いため、生活用水入手するためには、約 2~5km 程離れた位置の地下タンクや灌漑用水路、或いは河川まで、地域によっては比高差 100m 程の上り下りを、約 1~2 時間かけて水を汲みに行かなければならず、大きな負担となっている。

・購入水量、希望購入水量

このように購入費用や距離等が障害となり、住民が実際に消費できる水の量（平均 8.8~8.9 リッ/min）は、希望する量（平均 22.1 リッ/min）の半分にも満たないのが現状である。





2)まとめ

以上の調査結果より、国内避難民再定住化地域に対して、深井戸建設或いは貯水槽等の給水施設を建設して、清冽な水を給水することにより、水運搬に関する労働時間の低減や、水系疾病罹患率の低減で大幅に改善されることが考えられる。

但し、住民に対する給水施設の維持管理や保健衛生に対する教育が徹底して、初めて給水施設建設による生活環境改善の効果が現れてくるものである。

(3) 給水車規制法

給水車規制法は、2001年2月の施行に向けてドラフトが作成された段階である。

規制法の主要な項目は以下の5点である（国家水利局長談）。

- ・水販売価格の抑制
- ・業者の許可（ライセンス）制度
- ・整備した的確な車両の使用
- ・浄化した水の給水
- ・業者の納税